

第三十四回

大津町農業委員会

令和八年四月十日

第 3 4 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 1 0 日（金） 9：30 から 10：57

2. 場 所 大津町役場 3 階 会議室 3 0 2 A B

3. 出席農業委員 （12 人）

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	5 番 宮崎 京子	6 番 宮崎 恵美
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
10 番 大村 礼美	11 番 荒木 博文	12 番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 （6 人）

1 番 阪田 正彰	5 番 大田黒 淳次	6 番 吉山 一豊
8 番 荒木 幸一	9 番 石原 龍二	12 番 野村 哲也

4. 欠席農業委員（0 人）

欠席推進委員（1 人） 4 番 竹中 繁継

5. 議事日程

日程第 1	開 会
日程第 2	議事録署名委員の指名
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 4 号 非農地証明願の決定について
日程第 8	議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
日程第 9	議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の意見について
日程第 10	議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見について
日程第 11	議案第 8 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和8年4月10日 第34回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻過ぎまして皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

なお、総会の開催に先立ちまして、現地調査後に申請が取り下げされた案件がございます。内容をお伝えいたしますので、読み替えをお願いします。今回取り下げされたのは、議案集の4Pの番号1番、見取り図の13Pの案件です。これにより、議案集の4Pの番号2番、見取り図の14Pの案件が番号1番に繰り上がりますので読み替えをお願いします。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和8年4月、第34回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会。開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。5番 宮崎 京子委員と
6番 宮崎 恵美委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。4月の第34回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。4月の第34回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条に係る申請についてご説明いたします。議案書は 1 Pをお願いします。

農地法 3 条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第 2 項第 1 号から第 6 号により判断しております。

3 条の 1、調査書は 1 P、申請地見取図は 1 P～2 Pをお願いいたします。申請地は大字森地内にある農地 2 筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。人参の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので、藤本委員から説明します。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字森地内の農地です。

申請の内容は、森地内の田 2 筆、2, 233 m²について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため、申請に至りました。

農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

森地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 農業法人が人参を作付けされるということで、問題ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2 P、申請地見取図は3 P～4 Pをお願いいたします。
申請地は大字錦野地内にある農地2筆です。
申請理由は、親族間での贈与による所有権の移転です。飼料米等の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、錦野地区ですので、荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字錦野地内の農地です。
申請の内容は、錦野地内の田2筆1, 117㎡について親族間での贈与による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまったため、申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
錦野地区担当は阪田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、親族間での贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は貸資材置場です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にありますが、300m以内にインターチェンジがあることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

既に着工していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄委員から説明をお願いいたします。

古庄委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、北側復旧ルート大津インターチェンジ交差点の南約240mに位置する農地です。

申請の内容は貸資材置場です。申請者が代表取締役を務める建設業者が、主要道路から近く、資材を十分における面積の大きい土地を探しており、申請地が条件に合致したため今回の申請となりました。

申請地の隣接地所有者には転用の説明を行っており、万が一被害が生じた時は責任をもって対処することが事業計画書にも記載されています。

日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸資材置場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会
の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局に説明を求めます。

事務局 4条の2、意見書(案)は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地の拡張です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある
準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

既に植樹及びアスファルト舗装をしていることから、農地法の理解がなく、
今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、
岩本委員から説明をお願いいたします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、大津保育園の西約100mに位置する農地です。

申請の内容は宅地の拡張です。転用許可を受けずに昭和50年頃に植樹を、平成3年頃にアスファルト舗装工事を行っており、追認許可を受けるため今回の申請となりました。

申請地の隣接地には農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

石原委員 当日参加できなかったので後日見に行きました。転用に関しては特に問題ないと思いますが、無断転用が続いていることが気になります。

無断転用に対する対策について方法を話すことができればと考えています。私は特に案を持ち合わせていませんが。

事務局 無断転用がここ一年で複数あり、始末書の提出がされている状況です。

転用の要件に一般基準と立地基準があり、全てクリアしてから許可が出来ます。一般基準に信用という内容がありますので、何度も始末書の提出がされている事業者については回数に応じてヒアリングを行い、それでも改善が見込めない場合は信用の点で問題があるため許可ができない旨を伝える等、事務局として整理が必要であると考えています。

石原委員 悪意無く無断転用をしてしまった方も居ると思いますが、4条の1で審議した案件については工期が迫って着工したことも考えられます。申請する方は無断転用であることを知っていて見切り発車している可能性が無いとも言えません。その辺は精査していかないと正しい運用に支障がでるため非常に気になっていました。しかし不許可するにも難しいという状況でしょうか。

事務局 昨年を振り返ると5条許可後、先に所有権移転登記を済ませ、事業完了をせずに別の事業者売却するような事例もありました。そのような箇所は農地転用違反です。まさに信用を無くす事例ですので、記録を残しながら指導等行っていかなければと事務局として考えています。委員の皆様には日頃のパトロールの中で見つけた場合は事務局まで情報提供いただければと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、宅地の拡張の転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で、大津地区公民館分館の北約90mに位置する農地です。

申請内容は個人住宅です。

子どもの成長により現在の借家では手狭になり、一戸建てを考えていたところ、申請者の父親である設定人から承諾を得たため、今回の申請となりました。

申請地が個人住宅になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく願います。

会 長 農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 当日参加できなかったもので後日見に行きました。特に異議はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 当日見に行かれていない委員の皆様もわかるように説明します。
大津地区公民館分館から北側に進むと道路の拡張工事を行っています。ここは幅員2メートル程度にも関わらず以前から家が建っており、個人的に納得していません。法律では幅員が4メートル以上無いと個人住宅の建設はできませんが、現状はそうではありません。
また、側溝を含めた5メートルの拡張工事を行っています。今回の申請地南側に共同住宅が建っており大津地区公民館分館に通じる道は共同住宅側が2メートル中心後退しており、3メートル程しか残っていません。建設課に工事が止まっている理由を聞いたところ、地権者から同意がもらえていないとのことでした。そのため木が2本程度植えたままの状況です。
分館までの道は幅員3メートル、その先は側溝を含めた5メートルの拡張工事中。今回の申請地に関しては4メートル以上の幅員があるので問題ないと考えますが、法律の抜け穴が多いように感じます。

事務局 ご説明ありがとうございました。事務局としても中心後退等は関係課と協議をしながら進めていきたいと考えています。

大村委員 岩本委員の話に関連した意見です。今回の申請地は道路側に少し農地が出ていますが、現地調査のときに何か話はありましたか。少し出ている箇所を引く必要があるのか、このままでいいか等。農地が歪な状態であるため気になりました。

事務局 法的に言う中心後退2メートル以上は道路整備で解決できます。
高低差があり、登る都合上このような形状になっていると考えられます。

西村委員 岩本委員にご説明いただいた件に関して、地権者からの同意が得られていない件について説明をお願いしたいです。

事務局 岩本委員から説明をいただいた、杉の木が2本植えたままの土地に関してですが、申請地見取り図10ページの申請地より南に位置する箇所にも木が生えています。建設課にて4メートル以上になるように考慮していますが、町道拡幅に同意をいただけていない地権者が居ることから、木が2本生えたままになっているようです。

会 長 他にございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 個人住宅への転用で使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局に説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は6P、申請地見取り図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字大林地内の農地です。

1の転用目的は貸集荷場(荷捌き場)への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、例外規定の「農業用施設」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大林地区ですので東委員から説明をお願いします。

東委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字大林地内で、瀬田駅の北約530mに位置する農地です。

申請内容は貸集荷場(荷捌き場)です。

譲受人が代表取締役である農業法人が、集荷場・荷捌き場を設置できる、面積など条件が良い土地を探していたところ、譲渡人から承諾を得たため今回の申請となりました。

申請地が貸集荷場(荷捌き場)になることによって農地の分断は生じず、

日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農業委員の説明が終わりました。
 大林地区担当は竹中推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 竹中委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
 それでは審議に入ります。
 現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

 (質問・異議なし)

 許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

 (全員挙手)

 全員賛成と認めます。

 5条の2 貸集荷場（荷捌き場）への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

 続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。

 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 非農地証明願の決定についてご説明いたします。
 議案書は4P、配布しております非農地証明事務処理要領をお願いいたします。

 今回1件の非農地証明願が申請されております。

 非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

 この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明事務処理要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

 1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非

農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、非農地証明願1についてご説明いたします。

申請地見取図の14Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地3筆です。

処理基準の3つ目「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」を根拠として、証明願が提出されました。

申請地は概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある「第1種農地」です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字平川地内で、御所原公民館の西側に位置する農地3筆です。
現地調査を行ったところ、雑木化で森林の様相を呈しており、農地への復旧が困難であることを確認しました。
調査後の小委員会審議では、「非農地判断」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題ありませんでした。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(意見・質問なし)

それでは、非農地証明願1について、熊本県非農地証明事務処理要領の処理基準により、「非農地に該当する」ことを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

非農地証明願 1 につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 8、議案第 5 号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。

議案書は 5 P をお願いいたします。今回 1 件の申請がなされております。

事業計画変更の 1 意見書(案)は 7 P、申請地見取図は 1 5 P～1 6 P、別紙 A 3 カラー用紙をお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

事業計画の変更は、令和 4 年 8 月 2 9 日付で共同住宅への転用が許可されていきました。

周辺の共同住宅において未入居物件が多数という情報があり、当初の予定通りで事業を実施するのは困難と判断し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

なお、令和 8 年 2 月 1 1 日に事業完了済みとなっており、顛末書の提出がっております。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、肥後大津駅の南西約 2 6 0 m に位置する農地です。

申請の内容は、転用目的を「共同住宅」から「共同住宅、事務所」に変更するものです。

申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「承認相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませ

んか。

委員意見 変更内容の確認ですが、事務所を増やしたということでしょうか？

事務局 共同住宅という転用目的で許可されていましたが、開発関係の完了検査を確認した際に事務所が追加されていました。農業委員会事務局から事業者へ確認をしたところ事業計画の変更申請が必要という判断に至りました。

全体の延床面積等に変更はありませんが、共同住宅部分の戸数や駐車場の台数に変更になっています。変更の意味合いは目的が共同住宅プラス事務所になったということです。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、承認相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 本件については事業計画変更が出されていますが、最初から変更内容が加味された上で着工されていると推測されます。

アパートやマンションの建設が相次いでいますが、本当に需要があるのか疑問です。先々のことを危惧しています。

西村委員 周りの状況を加味して事業計画を変更するに至ったという趣旨は理解しました。ただ、始末書などを添付すれば後から変更が許されるということが頻発することは、大津町農業委員会として良いものでしょうか。後追いで提出される変更申請について、疑問しか残りません。

事務局 説明でも述べたとおり、事務所としての需要が見込まれるため変更するに至ったようです。今回は開発の完了検査を確認した際に変更の事実が判明したため、事業計画変更の申請を出していただきました。今回の申請には顛末書が添付されています。本申請が承認された場合は承認書をお渡ししますが、一般基準の徹底をお願いしてお渡しする予定です。

石原委員 承認が降りない場合、その根拠を申請者に示すことはできますか？

事務局 転用と同じにはなりますが、農業委員の意見を許可権者である県へ送ります。申請が好ましくない内容であれば、その旨を県へ送ります。その後に法的に問題ないか確認した上で承認できないということになります。ただ、基本的には農業委員会事務局にて確認を徹底することが前提になっています。

会 長 他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

承認相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて承認権者である県へ提出します。

続きまして日程第9、議案第6号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。

議案書は6P～12Pとなります。

今月の申請は18件で、全て一括方式となります。

申出書面積の合計は108,218㎡(約10町8反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農用地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定のに基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画(案)について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第 10、議案第 7 号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。議案書は 13P となります。

令和 7 年 4 月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は 1 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。譲受人の規模拡大に伴い、農業公社から買い入れる計画です。

申出書面積の合計は、4,619㎡、対価の合計は 4,500,000 円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし、公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第11 議案第8号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 （事務局次長が資料を説明）

お手元に配布しております「R8. 4. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 5月の現地調査及び小委員会予定について
（案はR8. 5. 1（金） 午前9時00分～ 2階 町民協働ルーム）
- ・ 5月の定例総会予定について
（案はR8. 5. 11（月） 午前9時30分～ 3階 会議室302AB）
- ・ 委員報酬の振込について
- ・ 2026活動記録簿の配布及び毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について
- ・ 委員改選について

会 長 他にございませんか。

職務代理 新聞にて未登記農地の集約に関する記事を拝見しました。具体的には熊本県農業会議が司法書士会と連携協定を結び法律の助力をしながら進めていくとのこと、益城町と南阿蘇村が対象になったとのことでした。大津町でも未登記農地は多いと思うので、是非手を挙げていただきたい。

事務局 相続未登記については熊本県農業会議から文書が届き次第、内容を確認したうえで可能であれば進めていく方針です。それとは別で所有者不明農地を貸したい場合の制度については手を挙げている状況です。実現すれば未登記の農地も賃借契約ができるようになります。

職務代理 未登記農地の相続に関しても対応がありますか。相続を円滑に進めるような対応など。あるいはよく聞く、何年も経費を払い耕作している農地を自分の名義にしたい場合は、申請すれば変えられるでしょうか。

事務局 先程説明した、所有者不明農地についてはそのようなメニューは入っていません。あくまで枝分かれて所有者が不明になっている農地を借りることがで

きるようにする制度であり、名義を変えるという趣旨のものではありません。

職務代理 申請してもらって名義を変えている方は居るようですがいかがでしょうか。

事務局 それは時効取得の話でしょうか。特定の条件をクリアしており、正式な手続きを踏めば時効取得で所有権が移るというパターンもあります。時効取得に関しては法務局で登記があれば、農業委員会事務局まで連絡が来ています。農業委員会が窓口となり主体的に動いていることはありません。

農業会議から案内があった際は、可能な限り手を挙げるようにします。

会 長 私が県の理事会に参加していますが、所有者不明農地の賃借については年に1件から2件が手続きを踏んで正式に契約が行われている状況です。大津町でも要望があれば事務局まで相談に来ていただき、農地として有効に活用していただきたいです。
他にございますか。

石原委員 3つ程お願いがあります。

1つ目は、タブレット内のデータの不整合について。既に道路になっているが農地のままタブレットに表示されている箇所など。事務局職員とは以前、会話した内容ではありますがこの場で改めて諮っていただきたい。事務局職員で対応可能であるのか、難しい場合は委託が必要なのか。予算を確保しているか不明ではありますが、確認してもらいたい。

職務代理 その件に関して、平成25年頃に基盤整備が終わった田が表示されていないのはなぜでしょうか。

事務局 転用許可後に地目を変えていない場合もあり、登記が農地であるにも関わらずタブレットに表示されないケースも見受けられます。農家台帳の整備方法に問題がある可能性があるため、サポートデスクに問い合わせながら修正していきます。

石原委員 2つ目は、2月に行われた議会との懇談会の内容について。議事録が残っていれば拝見したい。無い場合は内容を話していただきたい。

大村委員 農業に関して知識の浅い議員へ説明することがほとんどでした。

事務局 議会事務局にも確認をして議事録がある場合は共有していただきます。

会 長 農家に関係のある議員が2名であり、大津町の農業に関する課題について聞

きたいという議会側からの要望があり実現しました。

石原委員 数年前から農地に関する問題が挙がっているにも関わらず、今開催することになったのは何故でしょうか。

事務局 議会が現在の体制になって日が浅く、議会各委員会の枠を超えて全体で勉強する機会が今まで無かったため、今回農業委員会に打診がありました。

農業の現状について共有することを目的に、時間の都合上、内容を絞り農業委員会から説明させていただきました。

更に2回目以降も行い内容を充実させていくよう、議会事務局とも協議をしていきたいと考えています。

石原委員 3つ目は、町長・議会との懇談会実施について。推進委員になってから町長と一度もお会いしたことが無いため、津田会長からお願いをしていただいて懇談会を実現してほしいです。議員にもこちらから申し込んで懇談会を開催するのはいかがでしょうか。農地転用により農地が減る一方です。またアクセス鉄道による農地への影響について意見を伺いたい。

会 長 7月までの限られた時間であるため、検討します。

石原委員 この件に関して私しか意見を述べていませんが、他の委員から意見はありますか。

大村委員 町長との懇談会が実現するかは置いておき、議員との懇談会は今後も続けていきたいと話がありました。農業に関りがある2名の議員には、他の議員へ基本的な内容で良いので周知をしていただくようお願いをしました。

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和8年4月の第34回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和8年4月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 宮崎 恵美

議事録署名委員 宮崎 京子